

「福祉圏域」と「住民に身近な圏域」の整理について

平成29年 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（抜粋）

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

福祉圏域について

1 福祉圏域

地域福祉を推進するために必要な各種取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲のこと。

2 適切な福祉圏域の検討

第2期計画（平成20年度～24年度）中に、地域福祉専門分科会において、適切な福祉圏域について検討した経緯あり。

【議論した中で対応が困難であった内容】

- ・ 市域を対象とした総合的なコミュニティ政策がない
- ・ 福祉分野として既に複数の圏域設定がされており、それぞれの推進組織体が機能している

↓

本市全般としての目指すべきコミュニティ像が不明瞭であり、議論が進まず。
第3期計画で重点サポート項目として「福祉圏域のあり方検討」を設定。

↓

第4期計画において、3つの基幹福祉圏から、実際の地域活動の単位である
小域福祉圏（14地区）に直接焦点を当てるものに変更。

※2016（平成28）年6月にエリアの広い南行徳地区に2つ目の拠点を開設

↓

小域福祉圏（14地区）を、「適切な福祉圏域」＝「住民に身近な圏域」と同義として設定

住民に身近な圏域について

住民に身近な圏域

平成29年 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」に初掲出。明確な定義はないが、主に以下の文脈で使用されている。

①「**住民に身近な圏域**」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「**住民に身近な圏域**」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワークの機能が、それぞれの「**住民に身近な圏域**」に存在していることが重要（略）例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことを、方法の一つとして検討することも考えられる。

包括的な支援体制を整備していく上での「**住民に身近な圏域**」については、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要である（例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なってくるものと考えられる）。その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められる。